

○自転車運転者講習の実施に関する規程の運用に係る留意事項等について（例規通達）

（平成 27 年 5 月 28 日鳥交企例規第 6 号）

改正 令和 5 年 6 月 30 日鳥交企例規第 4 号

自転車運転者講習の実施に関する規程（平成 27 年鳥取県公安委員会規程第 4 号）の制定に伴い、その運用に係る留意事項及び自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「講習」という。）の受講命令違反があった際の実施上の留意事項について下記のとおり定め、平成 27 年 6 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 受講命令に当たっての他の都道府県警察との協力

交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、受講命令の理由となる危険行為が他の都道府県警察の管轄区域内でされたものである場合において、当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を依頼するときは、自転車関係書類送付依頼書（様式第 1 号）により行うこと。また、他の都道府県警察から当該調査書類の送付の依頼を受けたときは、自転車関係書類送付書（様式第 2 号）により送付すること。

2 受講命令書交付時の留意事項

自動車運転者講習受講命令書（以下「受講命令書」という。）を交付する際には、受講命令後に円滑に講習を受講させるため、自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第 3 号。以下「受領書」という。）を被命令者から徴して交通企画課長に送付するほか、被命令者との受講日の日程調整をその場で行い、受講命令書に具体的な受講日をメモするなどして、被命令者に受講の必要性を確実に認識させること。受領書を徴することができなかった場合は、報告書を作成するなどして受講命令の執行状況を明らかにしておくこと。また、被命令者が、他の都道府県公安委員会が実施する講習の受講を特に希望する場合は、被命令者自らの責任において当該都道府県公安委員会に連絡するよう教示すること。

なお、被命令者が複数回出頭することを防ぐため、出頭通知時において日程調整を行い、受講命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことを妨げない。

3 自転車命令執行通知書の送付に当たっての留意事項

自転車命令執行通知書を送付するに当たっては、受領書等の受講命令執行時の状況が分かる資料を添付すること。

4 受講の機会の確保

受講命令違反には刑事罰が科されることとなるため、受講の機会及び場所の提示に当たっては、受講の機会が確実に確保できるよう配慮するとともに、講習の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 講習の実施場所については、被命令者の意向に応じて警察本部又は警察署を選定すること。
- (2) 講習の日時については、週に一、二日程度の時間を提示して被命令者に選択させるとともに、学生等であり平日に受講することが困難である場合は、平日以外の日時を提示して受講を促すこと。

5 被命令者が受講命令に従わなかった場合の対応

- (1) 被命令者が定められた期間内に講習を受講しなかった場合は、被命令者に連絡し、期間内に講習を受講していない旨を伝えるとともに、受講できなかった理由の有無を確認すること。この場合において、受講できなかった理由が真にやむを得ない事情であると認められる場合は、連絡した日から当該事情の存した期間と同程度の期間を設定し、当該期間内に受講するよう促すこと。
- (2) 定められた期間（(1)により新たに設定した期間を含む。）内に受講できなかった理由が真にやむを得ない事情であると認められない場合であっても、講習の受講により危険性を改善するという目的を踏まえ、受講するよう更に促すこと。
- (3) (2)により受講を促しても、なお受講しない場合は、受講命令違反として検挙すること。
- (4) 受講命令違反として検挙した場合は、自転車運転者講習管理プログラムによる命令違反検挙登録を行うこと。
- (5) 命令違反検挙登録をしたものの、登録情報の誤り等が判明したときは、登録情報の訂正又は削除を行うこと。
- (6) 被命令者を受講命令違反として検挙した場合は、警察庁から送付された命令違反検挙登録に関するデータを確認し、登録に誤りがないかを確認すること。

6 講習の受講の督促に係る証拠化

受講命令違反として検挙することがあり得ることを想定し、講習の受講の督促を行った際は、報告書を作成するなどして、督促を行ったにもかかわらず講習を受講しないことの証拠化を図ること。また、受講期間を超過した後に受講を促した場合も同様の措置を執ること。

様式第1号

自転車関係書類送付依頼書

[別紙参照]

様式第2号

自転車関係書類送付書

[別紙参照]

様式第3号

自転車運転者講習受講命令書受領書

[別紙参照]